

農業の振興に関する提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経済連携協定等に係る適切な対応

- (1) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は、国民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、国民に対し、交渉内容に関する徹底した情報開示と明確な説明を行い、国民的議論を尽くすとともに、国益を守り、我が国の繁栄につながるよう交渉を進めること。

また、TPP協定により打撃を受けることが懸念される国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要品目を関税撤廃の対象から除外するとともに、食料安全保障の確保、食品の安全・安心の確保、国民皆保険制度の維持をはじめ、医療・社会福祉、政府調達等の各分野への懸念が現実のものとならないよう万全の体制で臨むこと。

併せて、農林水産業の競争力強化に向けた取組を着実に実行するとともに、今後の施策を早期に明らかにし、食料自給率の向上に資する農林水産関連施策の一層の充実並びに持続可能な力強い農林水産業を確立すること。

- (2) 経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）交渉等においては、国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。
- (3) WTO農業交渉に当たっては、従来の「多様な農業の共存」を基本理念として、非貿易的関心事項への配慮など日本提案の実現を目指し、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

2. 新たな農業政策の推進

- (1) 我が国の農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、地域の実情を踏まえ、総合的かつ具体的な対策を早急に講じること。

また、新たな施策の実施に当たっては、十分な周知・移行期間を設けること。

- (2) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとともに

に、充実強化すること。

- (3) 新たな米政策を進めるに当たっては、きめ細かい説明と十分な経過措置を講じ、米の価格安定を図ること。

また、非主食用米の生産拡大に対する支援措置を充実強化すること。

- (4) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう更なる充実強化を図ること。
- (5) 農地中間管理機構からの業務委託については、都市自治体への新たな経費や事務負担が生じることのないよう財政措置を講じること。

また、機構集積協力金の特別単価期限を延長するなど制度の充実を図ること。

- (6) 農協改革については、農業・農村の振興に資するよう、関係者の意見を聴きながら検討すること。

3. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。

また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、農業経営基盤強化準備金制度の適用期間を延長すること。

- (2) 農業用機械や施設の整備、更新及び長寿命化に係る財政支援措置を講じること。

4. 持続可能な力強い農業を育てるため、農業の6次産業化を促進するための財政支援措置を拡充すること。

5. 農業農村整備事業の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備や保全管理を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、必要な予算を確保すること。

- (2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災・減災対策を充実強化し、一層の財政措置を講じること。

- (3) 被災した農地・農業用施設等を適切かつ速やかに復旧するため、実情に応じた激甚災害指定基準の設定を行うとともに、財政支援措置を拡充すること。

また、農地の災害復旧事業について、離島における復旧限度額の引上げ等を行うこと。

6. 耕作放棄地の解消や棚田の維持管理など、中山間地域に対する財政支援措置を充実強化すること。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化を図るための諸施策の推進及び財政支援措置を充実強化すること。

なお、世界重要農業遺産への財政支援措置を充実強化すること。

7. 鳥獣被害防止対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、鳥獣被害防止総合対策及び鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を継続的な制度とし、更なる充実強化を図ること。

(2) 野生鳥獣による被害が一層深刻な状況にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、広域的な個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。

(3) 猟銃の所持許可手続に係る狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため、射撃場を確保すること。

8. 畜産・酪農経営安定対策等の充実強化

(1) 畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用の推進やセーフティネット機能の充実など、更なる経営安定対策を講じること。

(2) 畜産防疫を強化するとともに、関係者の負担軽減措置等を講じること。

9. 食の安全・安心に関する国民の信頼を確保するため、食品安全対策を強化すること。

10. 米の消費拡大策に積極的に取り組むなど、食料自給率・自給力向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

11. 農業経営の安定と食料・農業・農村施策の総合的な推進を図るため、燃油価格高騰対策を充実強化すること。

併せて、農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置並びに農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例措置等を恒久化するなど、農林漁業者の負担軽減措置を拡充すること。

12. 国産農産物の価格安定対策

(1) 地域特産物の生産について、経営安定、生産基盤強化、消費拡大等の総合的な振興策及び財政支援を充実強化すること。

また、農作物等の病虫害対策を強力に推進するとともに、我が国の多様な気候風土に対応した新品種・新技術の研究開発及び技術指導者等の育成支援を充実強化すること。

(2) 自然災害に対するセーフティネット措置として、農業経営を側面から支える農業災害補償制度の共済掛金国庫負担割合を堅持するとともに、共済対象品目を拡充するなど価格安定対策の更なる充実強化を図ること。

(3) 施設や設備の老朽化が著しい公設地方卸売市場の修繕・整備に必要な財政支援措置を講じること。

13. 都市農業の振興と都市農地の保全のため、「都市農業振興基本法（仮称）」の早急な制定をはじめ、現行の都市農地制度等の改善など、必要な措置を講じること。

14. 再生可能エネルギー利活用の推進・普及を図るため、農地を柔軟に利用できるようにするとともに、財政支援措置を拡充すること。

また、農業農村整備事業による小水力発電の売電収入の用途要件を拡大すること。

15. 農業産出額のデータについては、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう、市町村別データも公表すること。

16. 東日本大震災関係

(1) 東日本大震災被災地域において、復旧・復興対策が確実に実施されるよう必要な予算を確保するとともに、地域農業の再生や経営再開に向けた取組をより一層支援すること。

(2) 被災した農業集落排水施設の撤去費用や滅失した施設に対する財政支援制度を創設すること。